

令和6年第6回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

高山議長

皆さん、おはようございます。若干定刻より早いんですけれども、全員、理事者のほうも含めて揃いましたので、ただいまから、定例会の2日目を開催したいと思います。ただいまの出席議員は10名であり、定足数に達していますので、会議は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第122条の規定によって、2番中川議員と3番松澤議員を指名いたします。

日程第2、議案第1号、教育委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第1号、教育委員の任命について。平取町教育委員会委員に次の方を任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。住所は沙流郡平取町字荷菜11番地2、氏名和田与志男氏でございます。生年月日は昭和39年4月1日で60歳でございます。次のページをご覧ください。経歴の概要でございますけれども、学歴は奈良県天理教校専修科を卒業されまして、昭和59年4月1日から宗教法人天理教高安大教会職員、平成11年1月からは宗教法人天理教平取分教会代表役員を務められてございます。平成12年4月より北海道日高雅楽会の会長も務められております。公職歴は記載のとおりでございますが、静内地区保護司会平取分区保護司、平取町民生児童委員協議会会長、平取町社会福祉協議会副会長、平取町消防団平取分団副団長なども務められておりました。平成20年10月1日からは教育委員会委員も4期務められており、再度選任をさせていただくものでございます。和田氏におきましては人格が高潔で、教育、学術及び文化に見識を有し、教育委員会制度にも深い理解を示していただいております。適任者と判断してございますので、同意についてご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣であります。人物的な質問にはならないんですけれども、教育委員の指名につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中の第4条でいろいろ指定されております。第4条の第5項に、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならない、これしなければならないという条項なのでございますけれども、この取り扱いについてはうちの町はどのような考えでいるか教えていただきたいと思っております。

高山議長

町長。

町長

いわゆる教育行政法第4条の規定でございますけれども、保護者を選任する1人以上入れなければならないというような条項がございまして、以前は保護者の方が教育委員になられたんですけれども、卒業なりでそういう対象がなくなったということでいろいろと道教委等を通じてこの法の解釈等も、照会していったという経緯がございまして、文科省の見解等では努めなければならないというようなところも非常にグレーでありましたので、地域的な配慮とか職業とか考えまして、その条件はですね満たさなくなりましたけれども、引き続き任命させていただいたというような経緯もございまして、ただ、法的にそういう保護者を入れるというような趣旨をやはり尊重しなければならないというようなことは私も思っているところでございますので、今後は是非そのような、法に沿った任命を心がけたいと、検討させていただきたいと思っております。以上です。

高山議長

6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

はい、分かりました。それぞれ4名の方PTAの役員をやっている方ですんで特に問題はないと思いますけれども、一応法律の解釈の仕方をきっちりしておくべきだなということで質問させていただきました。同じく第4条第4項に委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することになってはならないという規定がありますけれども、この部分については現在の4名についてどのようになっているのでしょうか。

高山議長

町長。

町長

はい。その件も確認をさせていただきまして、この法律の条文に沿った形で、任命をというようなことになってございます。

高山議長

ほか。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

反対討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、任命同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第2、議案第1号、教育委員の任命については、任命同意することに決定いたしました。

日程第3、議案第2号、公平委員の選任についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

町長

議案第2号公平委員の選任についてでございます。公平委員は地方自治法第202条の2第2項及び地方公務員法により定められた職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し並びにこれについて、必要な措置を講ずることを職務としてございまして、3名の選任を義務づけられてございます。このたび現在選任させていただいている3名の方の任期が、令和6年9月30日までとなっておりますので、それに伴い新たな委員を選任し、議会の同意を求めるものでございます。3ページをご覧ください。まずお1人目でございますけれども、字荷葉11番地2の和田ともよ氏でございます。生年月日は昭和42年3月14日57歳です。次に振内町12番地11の奥村寛行氏でございます。昭和30年10月25日68歳です。最後に字貫気別253番地3、櫛田洋子氏でございます。生年月日は昭和36年5月8日で63歳でございます。次のページをお開きください。それぞれの経歴でございます。和田ともよ氏におかれましては平成元年3月に北海道衛生学院助産婦科を卒業されまして、現在非常勤看護師として平取福祉会びらとりデイサービスセンターに勤務されてございます。公職歴は平成7年6月から平取消防団女性消防団員も務めてございまして、平成27年12月からは平取町公平委員も3期務めていただいて、今回再任をさせていただくものでございます。次に5ページでございますけれども、奥村寛行氏でございます。学歴は昭和53年酪農学園短期大学を卒業されまして現在農業を営んでございます。公職歴は記載のとおり数々の公職を歴任されて、現在も平取消防団員、平取町総合振興計画審議会委員、平取町生涯学習委員を務められてございます。またびらとり農業協同組合においても、理事、専務理事を歴任してございます。このたび新たに任命させていただく方でございます。最後に7ページでございますけれども、櫛田洋子氏でございます。学歴は商工会議所附属簿記専門学校卒業されまして、平取町農業協同組合勤務などを経て平成3年から農業に従事されてございます。公職歴は学校評議員、高齢者福祉・介護保険運営委員、JAびらとり女性部長を務められてございます。このたび新たに公平委員として選任をさせていただくものでございます。以上3名の方々は、人格、見識が高く、公平委員制度にも深い理解を示していただいております、適任者と判断してございますのでご同意についてご審議のほどお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑はありますか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。先ほど同じなんですけれども公平委員の選任に当たっては地公法の第9条の2第4項に先ほどと同様、そのうちの2人が同一の政党に属する者となることとなつてはならないという規定がありますけれども、ここの部分の取り扱いについて、この3名はいかがになっているのでしょうか。

高山議長

町長。

町長

はい、お答え申し上げます。この辺も確認をいたしまして、この法律条項に抵触しないものとなってございます。

高山議長

ほか質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本件は、3名の選任同意が求められておりますので、採決は1名ずつ行います。公平委員として、和田ともよ氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に、奥村寛行氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。次に、櫛田洋子氏の選任に同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第3、議案第2号、公平委員の選任については、3氏の選任に同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第3号、平取町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第3号、平取町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案書8ページをご覧くださいと思います。平取町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。この条例につきましても、地区管理の水道施設の条例でございます。先般の総務文教・産業厚生合同常任委員会で報告させていただきましたとおり、岩知志の地区共同水道施設の大規模漏水に伴いまして、地元の総意として施設の復旧を行わず、今後は町簡易水道への加入をしていきたいという旨の要請を受けたことから瑞穂地区共同水道施設を廃止するものでございます。10ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。現行が右側、改正案が左側となっており、現行の瑞穂地区共同水道施設、平取町字岩知志を削るものでございます。9ページにお戻りいただきたいと思いますが、この条例につきましても、令和6年10月1日から施行するものいたします。以上、説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第3号、平取町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第4号、平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

はい。議案第4号、平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。ページは11ページからとなります。まず改正理由につきましても、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されます。国民健康保険の被保険者証も廃止となるため国民健康保険条例の第10条罰則の国民健康保険法に基づく過料を設けておりますが、そのうち被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削除し、この改正に伴う経過措置を設けるものです。それでは内容について新旧対照表を用いてご説明させていただきますので13ページをご覧ください。新旧対照表の右側、改正前の第10条罰則内2行目の第9項を第5項に改め、同じ2行目最後の、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない、を、又は虚偽の届出をした、に改めるものです。なお、改正条例の施行日は令和6年12月2日からとなります。経過措置としまして、この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとなります。ご説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第5、議案第4号、平取町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第5号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい。それでは、ご提案申し上げますので、議案書の14ページ、議案第5号平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、提案理由と変更内容をご説明申し上げます。記載のとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、平取町過疎地域持続的発展市町村計画を変更しようとするものです。なお、以降の説明において平取町過疎地域持続的発展市町村計画を過疎計画と省略し、ご説明申し上げます。過疎計画の変更につきましても過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び事務処理要領に基づき、事業の項目の追加や大幅な事業量の増減に伴い、計画全体に及ぼす影響が大きい変更である場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決をいただくこととなっております。この度、該当する事案における北海道知事との協議について令和6年9月10日付けで異議なしの回答がありましたので過疎計画の変更についてお諮りし、議会の議決を得ようとするものです。次に変更内容について説明いたしますので議案書の15ページをお開きください。4地域における情報化(3)計画の表中、事業名(施設名)に新たに(1)電気通信施設等情報化のための施設、テレビジョン放送等難視聴解消のための施設を追加しようとするものです。事業内容につきましては、平成21年の地上デジタル化に向けた整備の際に、地上デジタル放送のカバーエリアの隙間となり、受信障害が発生している狭いエリアをカバーするために追加するギャップファイラーと呼ばれる中継局を更新する事業を過疎計画に位置づけようとするものです。続いて同じく議案書15ページ中段以降、6生活環境の整備(3)計画の表中、事業名(施設名)に(7)過疎地域持続的発展特別事業、生活を追加しようとするものです。事業内容を記載のとおり令和6年度予算計上されている斎場整備事業について計画に位置づけるものです。過疎地域持続的発展特別事業という名称がついているものは過疎ソフト事業となります。続いて議案書15ページ下段、9教育の振興(3)計画の表中、事業名(施設名)に(4)過疎地域持続的発展特別事業、生涯学習・スポーツを追加しようとするものです。事業内容を記載のとおり令和6年度予算計上されている本町町民プール整備事業を同じく過疎ソフト事業として、過疎計画に位置づけようとするものです。議案書の16ページ以降20ページまでは、過疎計画の新旧対照表となっておりますのでご参照いただければと存じます。以上、議案第5号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について提案理由と変更内容をご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番

崎廣議員。

6 番
崎廣議員

6 番崎廣です。中身というよりもこの過疎地域持続的発展市町村計画、この資料の見方なんですけれども、僕は数字 1 の次は 2 で 3 でと文章が変わるのだと思うんですけれども、どうもこの計画というのは (1) (1) (4) (4) (7) (7) ということで、例えば 16 ページでいくと (1) 電気通信施設等情報化のための施設というのは同じく (1) で同じなんですけれども、その下のテレビ放送中継施設というのとテレビジョン放送等難視聴解消のための施設というその下の部分が変わっただけで、これが (1) (1) と続く、この計画は全部がそのようなつくりになっているんですけれども、これはそういうものなんですかね、何か、1、2、3 となるのが普通かなというふうに見て、どうもその辺が分からないんですけれども教えてください。

高山議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

はい、お答え申し上げます。お見込みのとおりそのような立てつけとなっております、事業名説明につきましてはある程度先ほど更新の事務要領みたいな話をさせていただいたんですけど、そこで更新の仕方が決まっています、今のよう形で例えばテレビの部分でいきますと、今回は、前は中継局のほうの改正を行ったんですけれどもそちらも (1) で、今度こちら (1) ということでその表に位置づけるというようなその改正要領に従って進めていて、分かりづらいんですけど、間違いではなくてそのような立てつけになっていることをご理解いただければと思います。

高山議長

ほか質疑ありませんか。質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第 6、議案第 5 号、平取町過疎地域持続的発展市町村計画の変更については、原案のとおり可決いたしました。

日程第 7、議案第 6 号、北海道後期高齢者広域医療連合規約の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長

はい。議案第 6 号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてご説明させていただきます。ページは 21 ページからとなります。まず改正理由とつきましては、これまで設けていた市町村と広域連合事務局の事務分担については、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 3 章第 1 節第 2 条に規定さ

れており、必ずしも当該規約に記載しなければならない規定ではないため、また第4条の削除は、保険証の廃止に直接関係するものではありませんが今回の規約改正に伴って規約内容を見直し、頻繁に行われる法改正により規約改正が必要となった場合の広域連合及び市町村の事務負担軽減の観点から必須ではない分担に関する規定を削除したものです。今回の改正手続につきましては地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定に基づき市町村議会の議決を得ようとするものです。それでは内容について新旧対照表を用いてご説明させていただきますので23ページをご覧ください。新旧対照表の右側、現行の第4条広域連合の処理する事務、広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律以降を、及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務を処理する、に改めるものです。第4条の変更により、別表第1（第4条関係）も削除となり、別表第2（第19条関係）が別表（第19条関係）に改めるものです。なお改正規約の施行日は地方自治法第291条の3第1項の規定による北海道知事の許可の日からとなります。ご説明については以上となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なしの声）

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

（反対討論なしの声）

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

挙手多数です。したがって、日程第7、議案第6号、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部改正については、原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第7号、工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

はい。それでは、議案第7号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。議案書25ページをご覧ください。本件につきましては9月4日に入札を執行いたしました工事でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、議会の議決を得ようとするものでございます。工事名につきましては、岩知志3地区護床工対策工事であります。工事場所につきましては、沙流郡平取町字岩知志、沙流川本流にあります岩知志3地区頭首工付帯施設となります。工事概要につきましては、護床ブロック対策工及び帯留め工一式であります。請負金額につきましては、1億6170万円。受注者につきましては、五十嵐・小林経常建設共同企業体、代表者は、住所、沙流郡平取町本町44番地、株式会社五十嵐工業、代表取締役五十嵐千津雄氏

でございます。本工事における入札参加者につきましては、受注者のほか、平村・楠経常建設共同企業体、日新・川上経常建設共同企業体の2社でありました。なお、この工事の工期につきましては、令和7年3月21日としています。また、落札率につきましては、97.3%でありました。以上、ご説明申し上げましたので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

6番崎廣です。この工事というよりも入札結果の公表の関係なんですけども平取町競争入札結果等の公表の取扱に関する要綱、これによると、第4条で公表結果は、次の区分により入札結果一覧表を作成し、公表の場所において閲覧に供するほか町のホームページにも掲載するものとするという形になっております。建設水道課の前には、閲覧の書類があったような気がしておりますけども、町のホームページには記載にはなっておりません。議員にも配られるペーパーが4月の入札以降はホームページを見ていただきたいという形になっているんですけども、今現在ホームページでは、4月26日の入札結果以降が載っていないような気がしております。さらにこの入札結果を見るためには組織から探す、建設水道課、土木用地、業務案内、入札・契約、入札・契約という形でかなり深いところにありますので、なかなか探しにくいというような状況になっております。ホームページに記載がされていない4月以降について、これはどのような形になっているのでしょうか。

高山議長

建設水道課長。

建設水道
課長

はい、お答え申し上げます。崎廣議員おっしゃるとおりの公表基準になってございます。今回ホームページの更新により皆様にも速やかに情報伝達できるということで走り出させていただいておりましたが、4月以降滞っているというのが現状のようございまして申し訳ございません。今後こちらのほうは速やかに公表させていただくことでご了解いただければと思っております。なお産業課等の入札についても建設水道課のほうでの公表とさせていただきますので、こちらのほうもあわせてさせていただこうと考えますし、あと本当に深いところに入っているというのも実態としてありまして、本当に分かりづらくなっていると思いますので、こちらのほうにつきましてはもう一度観光商工課と協議をさせていただきながら、もう少し探しやすい状況にできるように協議を進めさせていただきたいと思っておりますのでご理解いただければと思います。

高山議長

6番崎廣議員。

6 番
崎廣議員 はい、分かりました。探すというよりは、表のページに何月何日の入札結果を載せましたというふうに入れていただいて、そこからクリックすれば飛んでいけるというような形が分かりやすいと思いますので、そのような形でもし取り扱っていただければと思います。以上です。

高山議長 ほか質疑ありませんか。8番千葉議員。

8 番
千葉議員 8番千葉です。ちょっと私は中身のことじゃないんですけどもちょっと中身にも関わるのかな。いつも入札結果、請負工事の締結について、出てくることなんですけども、以前は請負金額決定のほかに工期とかも明記してなかったのかなと思って、できれば公表して口頭で言われるのも結構なんですけども請負の締結したときはやっぱ工期もちょっと明記していただきたいなというふうに思っています。それともう1点なんですけども、共同企業体の場合、今はどうかかわからないんですけども構成の比率があると思うんですね、2社の場合例えば50%50%ですよとか、あるいは3社の場合だったら50%30%20%ですよとかって、多分構成比の割合があると思うんですけども、できれば企業体の締結した場合、それも載らせていただくと非常にありがたいと思っているんですけども、それはどのように考えているかちょっと伺っておきたいと思います。

高山議長 建設水道課長

建設水道
課長 はい、お答えさせていただきます。千葉議員のご質問なんですけれども、まず工期の件なんですけど、従前は工期も確かに議案に載せさせていただいていたこともございます。こちらにつきまして、当時は分かりやすいようにということと掲載をさせていただいたのですが、実はその議決案件ではないということとを調べた結果で出てきたものですから、工期については、要は議決案件ではないものを載せてしまうと変更する場合に議会の変更議決を要するというふうに思いまして、工期を外させて口頭の説明とさせていただくようになりました。それと2点目の共同企業体の構成比率ですけれども、こちらにつきましても申し上げございません、今後口頭等でも説明できるように、議決案件ではないので、どうしても公表として、数字として残すことは少し難しいのかなと考えますので、口頭等で説明できるように留意していきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

高山議長 ほか質疑ありませんか。質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありませんか。
(反対討論なしの声)
討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり

決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、議案第7号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決いたしました。

日程第9、報告第1号、専決処分報告についてを議題とします。専決処分内容について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第1号について、ご説明させていただきますので、65ページをお開きください。令和6年度平取町一般会計補正予算について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めます。66ページをご覧ください。令和6年度平取町一般会計補正予算第3号は、8月31日低気圧及び前線の影響による豪雨により発生した災害について、その復旧に緊急を要するものを地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。67ページをご覧ください。令和6年度平取町一般会計補正予算第3号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算にそれぞれ1億85万2000円を追加し、予算の総額を70億6344万2000円にしようとするものです。第2項歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正によります。その下に令和6年8月31日提出と書いてあるのですが、この提出という文言を削除いただきたいと思えます。お詫び申し上げます。それでは、歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、72ページをお開き願います。10款1項公共土木施設災害復旧費、1目現年発生災害復旧費4950万円の追加です。10節需用費、修繕料730万円の追加です。これは応急的対応が必要なものとして、道路25箇所、金額は660万円、河川4箇所90万円を計上しております。14節工事請負費4220万円の追加です。これは早期復旧を実施するための工事費ですが道路40箇所、金額にして1760万円、河川35箇所2460万円を計上しております。財源は災害復旧債4780万円、一般財源170万円となります。次に下段、10款2項農林水産業施設災害復旧費、2目農業施設災害復旧費、10節需用費、修繕料4960万円の追加です。これは農業水利施設等34箇所の復旧費を計上したものです。財源は全額災害復旧債を充当しております。73ページをご覧ください。上段、10款2項農林水産業施設災害復旧費、3目林業施設災害復旧費、10節需用費、修繕料48万4000円の追加です。これは幌尻林道の土砂や倒木の除去などによる費用を計上しております。財源は全額一般財源となります。次に下段、10款3項1目その他公共施設災害復旧費、10節需用費、修繕料126万8000円の追加です。内訳は墓地内道路1箇所50万円、職員住宅敷地内道路2箇所50万円、義経資料館駐車場13万6000円、平取小学校校庭13万2000円の復旧費を計上したものです。財源は災害復旧債100万円、一般財源26万8

000円です。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので、71ページをお開きください。上段、20款1項1目1節繰越金についてです。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額245万2000円を繰越金に求めるものです。次に下段、22款1項8目災害復旧債9840万円の追加です。1節農林水産業施設災害復旧事業債4960万円の追加ですが、これは歳出、農業用施設災害復旧費でご説明申し上げました修繕料4960万円の全額を起債充当しようとするものです。2節公共土木施設災害復旧事業債4780万円の追加です。これは歳出、現年発生災害復旧費でご説明申し上げました修繕料730万円のうちの起債対象額560万円と工事請負費4220万円全額を起債しようとするものです。3節その他公共施設災害復旧事業債100万円の追加です。これは歳出、その他公共施設災害復旧費でご説明申し上げました修繕料126万8000円の中の起債対象額100万円を起債しようとするものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表地方債補正についてご説明させていただきますので、69ページをお開きください。災害復旧事業については補正前の限度額800万円を1億640万円の限度額とし、限度額の合計としては補正前4億720万円のところ、補正後は5億560万円となります。74ページには地方債現在高に対する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので後ほどお読み取り願います。以上、報告第1号のご説明とさせていただきますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本報告について承認することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第9、報告第1号、専決処分報告については、承認することといたしました。

日程第10、議案第8号、令和6年度一般会計補正予算第4号を議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第8号につきましてご説明させていただきますので、26ページをお開きください。令和6年度平取町一般会計補正予算第4号は次に定めるところによるものとします。第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出にそれぞれ3791万2000円を追加し、予算の総額を71億135万4000円にしようとするものです。第2項歳入歳出予算の補正の区分及び金額等については、第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の変更は、第2表地方債補正

によります。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので、35ページをお開き願います。上段、2款1項9目企画費11節役務費、手数料229万8000円の追加です。これは情報通信設備の新增設や移転のための手数料の補正です。個人がインターネットを申し込んだ場合に光ケーブル等の情報通信設備が未整備の箇所であれば町が宅外までの配線等の新增設工事を行います。また光ケーブルを全町一体で整備した際、北電柱やNTT柱に添架させていただいている箇所がありますが、NTTや北電が電柱を建て替えたり移転したりする場合には添架したケーブルの移設等については、町が費用を負担することとなります。この度この新增設と移転の件数が多くなり、当初予算を超えることとなったことから不足する予算を追加しようとするものです。財源は全額一般財源です。次に下段、3款1項7目アイヌ施策推進費219万6000円の追加です。これは地域おこし協力隊、アイヌ伝統工芸継承支援員の募集に1名の応募があったことから、7節報償費159万6000円と、18節活動費補助金60万円を追加しようとするものです。財源は全額一般財源ですが、この全額に特別交付措置があります。36ページをご覧ください。3款2項2目児童措置費、19節扶助費516万5000円の追加です。10月から児童手当が拡充され、支給対象期間がこれまで中学生までだったものが高校生までとなったこと、所得制限が撤廃されたこと、第三子以降の加算が1万5000円から3万円へ増額となることから追加となる手当について補正しようとするものです。財源は国・道負担金が584万9000円、一般財源は68万4000円の減額となります。次に下段、4款1項2目予防費1295万3000円の追加です。令和6年度より新型コロナウイルスワクチンの接種は、特例接種から季節性インフルエンザなどと同じように定期接種へと変更され、接種には自己負担が生ずるため接種費用の一部を助成するために必要な費用を補正しようとするものです。12節委託料1253万1000円の追加で、生後6か月から中学生までは自己負担なし、65歳以上の方及び60歳から64歳で基礎疾患がある方は1500円の自己負担とすべく、接種にかかる1人当たりの費用1万5300円から自己負担額を差し引いた額を対象者902名とし計上したものです。18節負担金、補助及び交付金42万2000円の追加で、これはワクチンを町外の医療機関で接種した場合に町が助成するものです。対象者を30名として算出しております。財源はワクチン生産体制等緊急整備基金となり、基金管理団体である一般社団法人新薬未承認薬等研究開発センターからの助成金715万4000円の充当を見込み、一般財源額は579万9000円となります。37ページをお開き願います。上段、5款1項2目農業振興費、18節負担金、補助及び交付金844万円の追加です。これは国の小麦・大豆の国産化推進政策に基づき、麦、大豆の機械導入支援が行われることとなり本年4月に要望調査が行われました。これにびらとり農協が取組主体となり農業用ドローンとコンバインをそれぞれ1台ずつ導入する要望をしたところ採択されたことから、本補正により補助金を計上したものです。財源は

全額産地生産基盤パワーアップ事業道補助金を充当しております。次に下段、6款1項1目商工総務費、11節役務費、手数料275万円の追加です。これはふるさと納税の寄附金増加対策として、令和7年3月からAmazonのふるさと納税ポータルサイトを導入する予定としておりますが、その利用手数料について本来の手数料が10%であるところ早割プランに申し込むことにより手数料が2年間3.8%に軽減されることから、その早割プラン利用手数料として275万円を計上しております。財源は全額ふるさと納税寄附金を充当しております。次に38ページ上段、6款1項2目商工振興費、18節負担金、補助及び交付金17万3000円の追加です。これは起業化支援事業補助金について、2件の申請があり、当初予算を上回る申請額となったことから不足額17万3000円について追加補正を行おうとするものです。財源は地方債10万円を充当し一般財源は7万3000円となります。次に下段、6款2項1目観光振興費346万8000円の追加です。12節の委託料から先にご説明させていただくと、平取町でも撮影の舞台となった実写版ゴールデンカムイについて10月6日からはWOWOWにて続編が放送されることとなりましたが、町としてもこれらとコラボする衣装展やプレミアツアーなどのイベントを開催し、交流人口の拡大を図ろうとするもので、委託料として282万2000円を計上しております。8節から委託料を除く17節までは10月26日に東京で開催される、さとふる祭り2024に参加し、町のふるさと納税の拡大を図るための費用を計上しております。8節旅費は2名分の職員の旅費24万9000円。10節需用費、消耗品費は、試食品の購入費5万7000円、印刷製本費14万3000円はPR冊子1000部の印刷費、13節使用料及び賃借料11万4000円は出展会場内での冷蔵庫等の備品借上料、17節備品購入費8万3000円は法被やのぼりの購入費を計上しております。財源はさとふる祭り参加にかかる費用64万6000円はふるさと納税寄附金から、ゴールデンカムイコラボイベント開催費用282万2000円については平取町ふるさと応援基金繰入金を充当しております。次に39ページ上段、8款1項2目災害対策費46万9000円の追加です。これは胆振東部地震を機に導入した非常用通信手段としての衛星電話3台について、提供会社がこの度サービスを終了することとなったことから、別会社の機器及びサービスを導入することとするものです。11節役務費、通信運搬費は3台分の通信料として当初予算から不足する額6万9000円、17節備品購入費は非常用衛星携帯電話の購入費3台分として40万円を計上しております。財源は全額一般財源となります。歳出については以上です。次に歳入についてご説明いたしますので31ページをお開きください。上段、15款1項1目民生費国庫負担金、3節児童手当負担金653万3000円の追加です。これは歳出児童措置費でご説明申し上げました、児童手当制度拡充に対する国庫負担金です。続いて下段、16款1項1目民生費、道負担金、3節児童手当負担金68万4000円の減額です。これは歳出児童手当拡充に対する国庫負担金が増額となったことに伴い道

負担金が減となったものです。次に32ページ上段、16款2項4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金844万円の追加です。これは歳出農業振興費でご説明いたしました産地生産基盤パワーアップ事業補助金について、国から道、町を通じての補助となります。次に下段、18款1項1目寄附金、1節寄附金339万6000円の追加です。これは歳出商工総務費でご説明申し上げました、Amazonへのふるさと納税ポータルサイト早割り手数料275万円と、観光振興費でご説明させていただいた、さとふる祭り参加費用64万6000円について、ふるさと納税寄附金を充当しようとするものです。次に、33ページ上段、18款1項3目1節平取町ふるさと応援基金繰入金282万2000円の追加です。これは歳出観光振興費、委託料でご説明申し上げました、実写版ゴールデンカムイコラボイベント委託料についてふるさと応援基金を充当しようとするものです。次に下段、20款1項1目1節繰越金についてです。これは歳出の補正額から特定財源を差し引いた一般財源合計額1015万1000円を繰越金に求めるものです。次に34ページ上段、21款4項1目2節雑入715万4000円の追加です。これは歳出予防費でご説明申し上げました新型コロナウイルスワクチン接種費用について、一般社団法人新薬未承認薬等研究開発センターの助成金を充当しようとするものです。次に下段、22款1項4目1節商工債10万円の追加です。これは歳出商工振興費でご説明申し上げました、起業化支援対策補助金の財源として過疎対策債10万円を起債しようとするものです。事項別明細書のご説明については以上となります。続いて第2表地方債補正についてご説明させていただきますので29ページをお開きください。起業化支援対策事業については補正前の限度額100万円を110万円の限度額とし、限度額の合計は補正前5億560万円のところ補正額は5億570万円となります。40ページには地方債現在高に関する調書を添付しており、本補正額を反映した現在高を記載しておりますので後ほどお読み取り願います。以上、議案第8号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員

39ページ、災害対策費の携帯電話なんですけれども、買い取りなんですけれども、これ、レンタルとの比較をやっておられますか。

高山議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

はい、お答え申し上げます。比較をしているんですけれども、今回説明にあったとおり携帯の衛星が一つ使えなくなり、代替のものをということで、その分4月から通信が出来ないので通信費も支払わないという状況で、衛星の会社のほ

うが様子を見ていたという状況なんですけれど、結局使えないということで、代替を買わざるを得ないということで、購入に関してかなり大幅な割引をいただいて導入することが出来たということになっています。レンタルと比較しても安価で導入できるということで、このような形で購入としていますので、ご理解いただければと思います。

高山議長 6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 はい、ありがとうございます。32ページ、33ページなんですけれども、ふるさと納税の寄附金とふるさと応援基金の繰入金、恐らくこれ私がよく理解してないんだと思うんですけれども、この使い方を分けている、その使い道によって、応援基金から入れたりふるさと納税から入れたりしているんですけれども、その決め事というのはあるのでしょうか。

高山議長 総務課長。

総務課長 寄附金と基金の使い分けについての決め事っていうのはないのですが、基金については寄附金をいただいてから、必要な経費を差し引いた残りをその年度に使わないとすれば基金に積んで、後に使うというような基金条例となっております。それで年度内、基金のふるさと納税の寄附をいただくために直接それが寄附につながる経費というのは寄附金を充当するという考えにしております。そして政策として実行しようとするものについては基金を使わせていただくと、そういう財源の割り振りの考え方に基づいて、寄附金とするか基金繰入れとするかを判断させていただいております。

高山議長 ほか。6番崎廣議員。

6番
崎廣議員 6番崎廣です。よく理解が出来ないんですけれども置いておきます、また後で教えていただきたいと思います。35ページの総務費総務管理費、企画費のところでもありますけれども、企画費ではないんですけれども、ここで質問するしかないんですけれど、この10月から郵送料が上がります。3割ぐらいの上昇になると思うんですけれども、それに対する補正というのではないということで理解してよろしいでしょうか。

高山議長 総務課長。

総務課長 郵送料の補正に関しては、実は振込手数料もこれから上がってくるという部分もあります。その試算をこれからしていくということで本補正の中には入っていないのですが、必要な時期に補正が必要となればそのときに提案させていた

だきたいと考えております。

高山議長 ほか質疑ありませんか。5番金谷議員。

5番
金谷議員 5番金谷です。36ページの予防費でコロナワクチンの接種ということで、一応ワクチンのメーカーについてはもう決めているんですか。今日の新聞によりますと5種類が認可されているってことです。それについてはそれぞれのワクチンの副反応とかありますんで、その辺についてはどういうふうな形になっているのかちょっと教えていただけますか。

高山議長 保健福祉課長。

保健福祉
課長 はい。お答えします。新聞にあります通り、今5製品が薬事承認されて使用できるということになっています。使用するワクチンについては、それぞれの医療機関で調達という形になっておりまして、病院によって使用するワクチンが異なってくるということになります。平取の国保病院についてはモデルナ社製のワクチンを使うということで聞いております。以上です。

高山議長 ほか、質疑ありませんか。なければ、質疑を終了します。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第10、議案第8号、令和6年度一般会計補正予算第4号は、原案のとおり可決いたしました。

休憩します。45分再開ということで、お願いします。

(休憩 午前10時34分)

(再開 午前10時45分)

高山議長 再開します。日程第11、議案第9号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。町民課長。

町民課長 はい、それでは議案第9号令和6年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきましてご説明いたしますので41ページをお開きください。国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによります。第1条歳入歳出予算にそれぞれ19万8000円を追加し、予算の総額を7億4199万8000円にしようとするものです。それでは、事項別明細書の歳出からご説明

させていただきますので、45ページをお開き願います。1款1項1目18節負担金、補助及び交付金に19万8000円の追加です。これは産前産後の保険料軽減措置に伴う国保事業状況報告システムクラウドの機能追加に係る改修費用の補正となります。続きまして歳入についてです。44ページをご覧ください。4款1項1目2節特別交付金19万8000円の追加です。これは先ほど説明申し上げました歳出の補正財源を全額道補助金により充当いたします。以上、議案第9号についてのご説明とさせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第11、議案第9号、令和6年度平取町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第12、議案第10号、令和6年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号を議題とします。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉
課長

議案第10号令和6年度平取町介護保険特別会計補正予算についてご説明いたします。46ページをお開きください。令和6年度平取町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正であります。第1条は歳入歳出予算の総額にそれぞれ429万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6399万1000円とするものであります。2項は歳入歳出予算の補正における款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは歳入歳出予算事項別明細書の歳出からご説明いたしますので50ページをお開きください。今回の補正の目的は令和5年度分の国庫補助金等の額が確定したことに伴い、超過分を返還するものでございます。6款1項2目償還金、22節償還金利子及び割引料429万1000円を追加いたします。令和5年度に概算交付されました介護給付費地域支援事業費の負担金等の額が確定したことに伴い、今回、国、道、支払基金にそれぞれ超過分を返還するものでございます。次に歳入についてご説明いたします。49ページをご覧ください。7款2項1目1節介護保険給付準備基金繰入金に59万8000円を追加いたします。歳出で説明いたしました概算交付された介護給付費地域支援事業費の返還金の財源を令和5年度の繰越金に求め、不足する分について基金より繰り入れるものです。続いて8款1項1目1節繰越金369万3000円を

追加いたします。返還金の財源を令和5年度の繰越金に求めるものでございます。以上で、議案第10号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めますそれでは、採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第12、議案第10号、令和6年度平取町介護保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第13、議案第11号、辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第11号辺地に係る総合整備計画の変更についてご説明申し上げますので別紙で配付させていただきました議案をご覧ください。本議案の提案理由については岩知志辺地に係る総合整備計画に変更の必要が生じたため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、岩知志辺地に係る総合整備計画の変更について議会の議決を求めるものです。裏のページをご覧ください。1番下の3-2の表についてですが事業名の列の2段目に、令和6年度当初予算で計上しました仁世宇川沿線舗装事業を追加し、事業費及び一般財源、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額欄にそれぞれ400万円を追加したものです。またそれに伴い、上の表の事業費や財源等の額にそれぞれ400万円を追加した額を記載しております。以上、議案第11号のご説明とさせていただきますので、ご審議のほどお願いいたします。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第13、議案第11号、辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決いたしました。

日程第14、認定第1号、令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認

定について、日程第15、認定第2号、令和5年度平取町各会計決算認定について、以上2件を一括議題とします。監査委員の意見書並びに決算資料は、お手元に配付したとおりです。お諮りします。令和5年度平取町国民健康保険病院特別会計決算認定、及び令和5年度平取町各会計決算認定については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、認定第1号及び認定第2号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。特別委員の選任につきましては、議会運営基準111先例1により、監査委員を除く全議員としております。このことから、監査委員を除く9名の議員を決算審査特別委員に指名します。以上のとおり指名することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員は、議長が指名したとおりと決定しました。この決算審査を行うため、本議会は地方自治法第98条第1項の権限を、決算審査特別委員会に委任することを決議したいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、平取町議会は、地方自治法第98条第1項の権限を、決算審査特別委員会に委任することを決議いたしました。休憩します。直ちに議員・委員控室において、決算審査特別委員会の開催を求めます。終わり次第、再開いたします。

(休憩 午前10時57分)

(再開 午前11時01分)

休憩中に開催された特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告します。決算審査特別委員会委員長には、松澤委員、副委員長には木村委員、以上のとおり互選された旨、報告がありました。よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

続けて、日程第16、報告第2号、令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率について説明を求めます。総務課長。

総務課長

報告第2号令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてご説明申し上げますので、議案の75ページをお開き願います。これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率に関して、議会に報告するものであります。76ページをご覧ください。上段の健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、ともに黒字のため算定されておられません。なお表の括弧内の数値は、

早期健全化基準値をあらわしております。実質公債費比率からご説明いたします。実質公債費比率は一般会計のほか、病院や水道などの公営企業、衛生組合や消防などの一部事務組合も含めた元利償還金など、公債費に係る一般財源額の標準財政規模に対する割合を示したもので、令和3年度から令和5年度までの3か年平均値となっております。この比率が18%以上になる地方公共団体は、地方債を発行するときに国の許可が必要となりますが、令和5年度における平取町の実質公債費比率は3か年平均で8.5%となりました。続いて将来負担比率ですが、これも一般会計のほか公営企業、一部事務組合も含めた将来負担すべき実質的な負債の大きさを標準財政規模に対する比率であらわしたもので、地方債残高や将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化したものであります。この比率が350%以上になる地方公共団体は早期健全化団体に指定されることとなります。令和5年度における平取町の将来負担比率は52.2%となっております。続いて下段の資金不足比率であります。これは公営企業会計ごとの資金の不足額を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較したもので、経営状態の悪い、悪化の度合いを指標化したものであります。今回平取町が報告する公営企業会計は、国民健康保険病院特別会計と簡易水道特別会計の2会計であります。両会計とも令和5年度における資金不足比率は算定されておられません。以上、報告第1号、令和5年度財政健全化判断比率及び資金不足比率についてのご報告とさせていただきます。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。以上で、日程第16、報告第2号、令和5年度財政健全化判断比率及び資金収支比率についてを終わります。

日程第17、発議第1号、平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提出議員からの趣旨説明を求めます。3番松澤議員。

3番

松澤議員

はい。発議第1号平取町議会委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。この条例は、議会で設置している常任委員会、特別委員会の運営等に関して定めており、通則、会議及び規律、公聴会、参考人、記録、補則の全6章で構成されています。令和4年12月、第33次地方制度調査会が、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続を一括してオンラインによることを可能とすべきであると提言しました。これを受けて、議会に係る手続きのオンライン化を内容とする地方自治法の一部が改正されました。また、この改正に対応する部分の改正を盛り込んだ標準町村議会委員会条例を全国町村議会議長会が示しています。当議会としても、手続きのオンライン化を可能とする条項を加えることと、従来の内容のうち文言整理が必要な部分について改めるため、平取町議会委員会条例の一部を改正しようとするものです。新旧対照表で説明しますので4ページ

をお開きください。右に現行、左に改正案を載せています。第5条、第7条は文言の整理です。第22条は、公述人の委員会への申し出について、文書によりあらかじめ理由及び賛否について委員会へ申し出るとしてありますが、第2項を加えて、メールアドレスへ電子メールを送信する方法で申し出ることができるようにしています。第26条は、公述人が代理人または文書による意見の陳述が出来ないと規定していますか。但し書で、委員長が許可した場合は可能とされており、オンラインによる方法で行う場合、手続きが必要となるため、下線部分を加え、見出しも文書から文書等に改正するものです。第27条は、委員会の記録について規定していますが、委員会の記録及び署名または記名押印について、デジタル化した場合の手続きが必要になるので、第3号の規定を加えています。3ページに戻りまして、附則として施行期日は公布の日からとするものです。提出議員は松澤、賛成議員は井澤議員、中川議員です。説明は以上となります。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第17、発議第1号、平取町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決いたしました。

日程第18、発議第2号、平取町議会会議規則の一部を改正する規則についてを、議題とします。提出議員からの趣旨説明を求めます。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。発議第2号平取町議会会議規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。この規則は議会の運営に関する基本的事項を定めているものであり、その改正には議会の議決が必要となることから発議とするものです。この会議規則の改正については、先ほどの発議第1号と同じく議会に係る手続きのオンライン化を内容とする地方自治法の一部改正によりこの改正に対応する部分の改正を盛り込んだ、標準町村議会会議規則を全国町村議会議長会が示しています。当議会としても手続きのオンライン化を可能とする条項を加えることと、従来の内容のうち文言整理等が必要な部分について改めるため、平取町議会会議規則の一部を改正しようとするものです。新旧対照表で説明しますので、6ページをお開きください。右に現行、左に改正案載せています。第8条は議会の会議時間と変更についての規定ですが、これまで会議時間中でない時間に議長が会議時間を変更することについて、規定上読み取りにくかったことから第3項を加えるものです。第31条は議会の選挙における開票及び投票の効力

についての規定ですが、地方自治法第118条に地方公共団体の議会の選挙について規定しており、第1項で投票の効力に関し異議があるときは、議会がこれを決定するものとあり、第6項では、文書をもって本人に交付と規定されていますが、法第138条の2が改められたことにより、議会の定めるところによる届出により、電子メールを用いる方法も可能となりました。このことから議会の定めとして、平取町議会会議規則に必要な事項は議長が定めると加えるものです。第99条の2の新設についても同じ理由で資格決定の通知に関し、必要な事項は議長が定めると規定しています。第83条は選挙規定の準用について、第31条が改正となったことにより、標準町村議会会議規則と同様の表記となるよう改正を行っています。第101条は、議場に入る者の服装、携帯品の禁止についての規定ですが、法令の表記に合わせたことと、つえは既に障害者差別解消法の施行に鑑み、傍聴規則から削除しているので、同様の趣旨として削除しています。写真機及び録音機の類は禁止としていましたが、タブレット端末やスマートフォンなどが普及し、昭和48年の改正当時とは社会情勢が大きく異なっていること、こうした機器を議場で活用するに当たり、厳格に管理するとこの規定が支障となることに鑑み、削除するものです。ただしこれにより、議場内での撮影録音を解禁するものではないし、私的な利用を認める趣旨ではなく、傍聴規則では議長の許可制となっています。また、会議の出席に必要な携行品、例えば車椅子、携帯用酸素吸入器などが想定されますが、それらは議長への届出制とする内容です。第121条では、後で新設する条例と重複することから削除し、第4号については人事発令のとおり改正するものです。第125条の2電子情報処理組織による通知と、第125条の3電磁的記録の作成等を新設し、地方自治法の一部改正に対応とするものです。最後に会議規則全体の中で、地方自治法の表記が法、地方自治法とばらばらであったので、以下「法」という注釈を入れつつ、法に統一しています。また、見出しの記載漏れ等がありましたので統一した記載に改正しています。5ページに戻りまして、附則として施行期日は公布の日からとするものです。提出議員は松澤、賛成議員は井澤議員、中川議員です。説明は以上となります。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第18、発議第2号、平取町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決いたしました。

日程第19、意見書第7号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

(案)の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。3番松澤議員。

3番
松澤議員

はい。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてご説明申し上げます。北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給地域としての役割を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路における未整備区間をはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えています。これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるためには、平常時・災害時を問わない安定した物流や広域周遊観光を支える道路ネットワークが必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。そのため、地方財政が依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。記、1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。3、人流、物流の活性化に向けた、高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。提出議員は、松澤以久子、賛成議員、井澤議員、中川議員、提出先、衆議院議長、

参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣です。以上です。

高山議長

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第19、意見書案第7号については、原案のとおりとすることに決定いたしました。

日程第20、承認第1号、平取町議会議員の公務出張に係る派遣承認についてを議題とします。お諮りします。別紙のとおり、関係議員を公務出張、派遣することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、日程第20、承認第1号については、別紙のとおり関係議員を公務出張、派遣することに決定しました。

休憩します。

(休憩 午前11時21分)

(再開 午前11時23分)

再開いたします。お諮りします。承認第2号閉会中の継続調査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、承認第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。追加日程第1、承認第2号、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。議会運営委員長、各常任委員長及び特別委員長から、それぞれの委員会における所管事務調査について、閉会中に継続調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配付したとおりです。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続調査を実施することに決定いたしました。

本定例会に付された事件の審議状況を報告します。議案11件で、同意2件、原案可決9件、報告2件で承認1件、報告1件、認定2件で、特別委員会付託

2件、意見書案1件で原案可決1件、承認2件で決定2件となっています。
以上で全日程を終了しましたので、令和6年第6回平取町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

(閉 会 午前11時25分)